

国分寺市立姿見の池緑地清涼飲料水用自動販売機設置仕様書

1 設置場所及び台数

国分寺市西恋ヶ窪一丁目 8 番地 7

国分寺市立姿見の池緑地トイレ前 1 台

※参考：国分寺市立窪東公園試行設置販売実績

(令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月) 7,602 本

2 使用許可期間

期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとするが、良好な設置者については、1 年を超えない期間で更新することが出来る。

ただし、令和 13 年 3 月 31 日を限度とする。

3 設置条件

次の（１）から（６）の必須条件を全て満たすこと。

（１）自動販売機本体

ビン・カン等の密閉型容器併用の清涼飲料水用自動販売機とすること（アルコール類の販売は認めない。プラスチックごみ削減のため、ペットボトル飲料の販売に配慮すること。）。

本体の大きさは、W1,250mm×D1,000mm×H2,000mm以内とする。屋外設置のため、テント式保護屋根を設置すること。また、デザインは、公序良俗に反しないものとし、著しく華美なものでないこと。

（２）ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザイン採用の自動販売機とすること。

（３）環境対策

ア 自然冷媒を使用した自動販売機とすること。

イ ピークカット等対応の省エネに配慮した機種であること。また、タイマー等により夜間の照明が制御できること。

ウ 回収容器のリサイクルルートが確立されていること。

エ 容器回収箱を自動販売機横に 2 箱以上設置し、適宜ごみを回収すること。

(4) 地震対策

転倒防止対策を行うこと。必要に応じて、土台等構築すること。

(5) 災害対応

災害救援仕様とし、災害時には無償提供すること。機種によりバッテリーの収容ができない場合は、鍵を開ける等による手動での対応も可とする。

(6) フルオペレーション対応

自社もしくは関連会社にてオペレーション業務が確実にできると。

(7) 電子マネー対応

現金払いの他、電子マネーによる支払いに対応していること。

4 電気設備

(1) 自動販売機専用の回線を引くこと。

(2) 必要に応じて引込柱を設置すること。

(3) 引込柱の設置場所については、市と協議し決定すること。

(4) 電気料金は設置者の負担とする。

5 設置費用等

自動販売機設置及び撤去にかかる費用（電源も含む）については、設置者の負担とする。

6 その他

(1) 国分寺市立公園条例に基づく使用料を納付の上、使用許可を取得すること。

(2) 設置者に交付する「公園施設設置許可通知書」記載事項による。